

宮若市地域防災計画

令和3年7月

宮若市

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的・性格等	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用語	4
第2章 防災面からみた宮若市の特性	5
第1節 宮若市の概況	5
第2節 災害の特色	6
第3節 災害の想定	8
第3章 防災関係機関等の業務大綱	9
第1節 防災機関の責務	9
第2節 関係機関における防災事務又は業務の大綱	9
第3節 住民及び企業等の基本的責務	16
第4章 防災ビジョン	17
第1節 計画の理念	17
第2節 基本目標	17
第5章 計画の運用	19
第1節 平常時の運用	19
第2節 災害時の運用	19
第3節 計画の周知	19
第2編 災害予防計画	20
第1章 防災基盤の強化	22
第1節 治水治山	22
第2節 土砂災害の防止	22
第3節 火災予防	25
第4節 市街地の防災化	26
第5節 建築物及び文化財等災害予防	26
第6節 上水道施設の災害予防	26
第2章 住民等の防災力の向上	27
第1節 自主防災体制の整備	27
第2節 企業等防災対策の促進	29
第3節 防災知識の普及	29
第4節 訓練の実施	31
第3章 応急活動のための事前対策	34
第1節 広域応援体制の整備	34
第2節 防災施設・資機材等の整備	34

第3節	救助法等の運用準備	35
第4節	情報通信施設等の整備	36
第5節	災害広報・広聴体制の充実	36
第6節	二次災害の防止	37
第7節	避難体制の整備	37
第8節	緊急輸送体制の整備	39
第9節	医療救護体制の整備	39
第10節	要配慮者安全確保体制の整備	40
第11節	災害ボランティアの活動体制の整備	45
第12節	災害備蓄物資等の備蓄・調達体制の整備	46
第13節	住宅の確保体制の整備	48
第14節	保健衛生体制の整備	48
第15節	ごみ・し尿・がれき処理体制の整備	49
第16節	農業災害の予防	50
第3編 災害応急対策計画		52
第1章	活動体制の確立	54
第1節	組織動員計画	54
第2節	自衛隊災害派遣要請計画	59
第3節	応援要請計画	60
第4節	救助法適用計画	61
第5節	要員確保計画	63
第6節	災害ボランティアの受入・支援計画	64
第2章	災害応急対策活動	66
第1節	防災気象情報等伝達計画	66
第2節	被害情報等収集伝達計画	73
第3節	災害広報・広聴計画	74
第4節	避難計画	75
第5節	水防計画	80
第6節	消防計画	80
第7節	救出計画	82
第8節	医療救護計画	83
第9節	給水計画	86
第10節	食料供給計画	87
第11節	生活必需品等供給計画	89
第12節	交通対策計画	91
第13節	緊急輸送計画	91
第14節	保健衛生、防疫、環境対策計画	93
第15節	要配慮者支援計画	94
第16節	遺体捜索及び収容埋葬計画	96

第 17 節	障害物除去計画	98
第 18 節	文教対策計画	100
第 19 節	応急仮設住宅建設等計画	101
第 20 節	ごみ・し尿・がれき等処理計画	104
第 21 節	上水道施設災害応急対策計画	107
第 22 節	交通施設災害応急対策計画	107
第 23 節	土砂災害応急対策計画	108
第 24 節	二次災害防止計画	110
第 25 節	農林施設等災害応急対策計画	110
第 4 編	災害復旧・復興計画	112
第 1 章	災害復旧事業の推進	114
第 2 章	激甚災害の指定	116
第 3 章	被災者等の生活再建等の支援	118
第 1 節	生活相談	118
第 2 節	女性のための相談	118
第 3 節	雇用機会の確保	118
第 4 節	義援金品の受付及び配分等	119
第 5 節	生活資金の確保	120
第 6 節	租税の徴収猶予、減免等	122
第 7 節	災害弔慰金等の支給等	123
第 8 節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	124
第 4 章	経済復興の支援	125
第 5 章	復興計画	126
第 1 節	復興計画作成の体制づくり	126
第 2 節	復興に対する合意形成	126
第 3 節	復興計画の推進	126
第 5 編	震災対策計画	128
第 1 章	総則	130
第 1 節	目的	130
第 2 節	計画の性格	130
第 3 節	市の概況	130
第 4 節	県内の地震災害の特色	131
第 5 節	被害の想定	132
第 2 章	震災の事前予防対策	133
第 1 節	基本方針	133
第 2 節	都市構造の防災化	134
第 3 節	施設・構造物等の安全化	134
第 4 節	避難体制の整備	137

第5節	火災予防	138
第6節	緊急輸送体制の整備	140
第7節	帰宅困難者支援体制の整備	140
第8節	放射性物質災害対策	141
第3章	災害応急対策	142
第1節	配備体制	142
第2節	地震情報等の伝達	142
第3節	被害情報等の収集・伝達	144
第4節	水防活動	144
第5節	消防活動	145
第6節	二次災害の防止	145
第7節	放射性物質災害応急対策	147
資料編		148
1	条例	150
1-1	宮若市防災会議条例	150
1-2	宮若市災害対策本部条例	152
2	市内避難所一覧	153
2-1	避難所一覧	153
3	防災関係機関連絡窓口	154
3-1	国・県・公共機関連絡先電話番号	154
3-2	県出先機関連絡先電話番号（災害対策地方本部等関係）	156
3-3	市町村防災担当課連絡先電話番号	157
4	応援協定	158
4-1	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	158
4-2	福岡県消防相互応援協定	160
4-3	宮若市における大規模な災害時の応援に関する協定書	163
5	災害救助法	165
5-1	災害救助法（抜粋）	165
5-2	災害救助法施行令（抜粋）	167
5-3	災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）	169
5-4	福岡県災害救助法施行細則	170

第 1 編 総則

第1章 計画の目的・性格等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宮若市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）に関し、本市が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として宮若市防災会議が定めたものであり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、宮若市域の防災に関し、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」及び「震災対策計画」の5編をもって構成する基本計画であり、防災基本計画及び県防災計画の内容に抵触するものではない。

また、この計画は、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が定め、必要に応じて修正がなされる防災業務計画の内容と整合性を確保するよう留意するものでもあり、本市が水防法（昭和24年法律第193号）に基づき策定する「水防計画書」とも十分な調整を図るものである。

第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総論	第1章 計画の目的・性格等 第2章 防災面からみた宮若市の特性 第3章 防災関係機関等の業務大綱 第4章 防災ビジョン 第5章 計画の運用
第2編 災害予防計画	第1章 防災基盤の強化 第2章 住民等の防災力の向上 第3章 応急活動のための事前対策
第3編 災害応急対策計画	第1章 活動体制の確立 第2章 災害応急対策活動

第4編 災害復旧・復興計画	第1章 災害復旧事業の推進 第2章 激甚災害の指定 第3章 被災者等の生活再建等の支援 第4章 経済復興の支援 第5章 復興計画
第5編 震災対策計画	第1章 総則 第2章 震災の事前予防対策 第3章 震災応急対策

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、宮若市防災会議が作成する宮若市地域防災計画をいう。
市災対本部	災害対策基本法第23条の2に基づき、設置する宮若市災害対策本部をいう。
県防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。
県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
県地方本部	福岡県地域防災計画に基づき、地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。
県災対本部長	福岡県災害対策本部長をいう。
県地方本部長	福岡県災害対策地方本部長をいう。

第2章 防災面からみた宮若市の特性

第1節 宮若市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、福岡県の北部中央、福岡市、北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置し、北は宗像市、福津市、鞍手町、東は直方市、南は飯塚市と小竹町、西は篠栗町、久山町、古賀市と隣接している。面積は139.99km²である。

2 気象

本市の気候は、内陸型に属し、年間平均気温は15～16℃で、内陸性気候でありながら温暖である。なお、山間4地帯は気温が常に平坦地より2～3℃低い。

年間降雨量は、1,800mmほどであり、梅雨期から夏にかけて、また、夏から秋にかけて雨量が多く、近年では一時的な豪雨が多い。また、降雪は少量である。

【四季の気候】

春・・・気温差は、4、5月が最も大きく、昼夜の温度差は10℃以上となる。

また、低気圧が日本海に入って急に発達すると低気圧に吹き込む強い南風は、山地を越して乾燥するため、大火を起こす危険性がある。

夏・・・6月上旬に梅雨に入り、7月中旬に梅雨が明けて本格的夏になる。

台風の季節は、6月～10月までであるが、最も危険性が高いのは8月中旬～9月中旬である。

秋・・・9月中旬から10月初めまでは、前線が停滞して秋雨と呼ばれる長雨となる。

台風は9月に襲来するものが風雨ともに最も強く、大きな災害を起こすことがある。

冬・・・北西の季節風が強く、気温が下がり曇りの日が多くなる。

また、大陸性高気圧が発達している時に、寒冷前線が通過すると気温が特に下がり、1日の寒暖差が15℃にも達することもある。

3 地勢

市の西部から南部にかけては西山(645m)、犬鳴山(584m)、鉾立山(663m)、笠置山(425m)などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、その中に平地や小丘陵が広く

分布した盆地となっている。また、市の中央部を東へ貫流する遠賀川の支流犬鳴川と犬鳴川に流れ込む八木山川などがあり、それらの流域に農地や市街地が形成されている。

第2 社会的条件

1 人口

人口は 28,112 人（平成 27 年国勢調査）、高齢化率 33.2%となっている。地域別人口をみると、旧 2 町（宮田町、若宮町）の中心部である宮田地区、福丸地区等に人口が集積している。

2 産業

本市の産業は、自動車産業や IC 産業等の企業立地の実現により、新たな基幹産業の時代へと入っている。また、国指定史跡の竹原古墳、脇田温泉、産直販売を行うドリームホープ若宮等を中心とした観光にも力を入れている。

3 道路交通

道路は、旧若宮町を縦断し、飯塚市へと抜ける県道 30 号、旧若宮町及び旧宮田町の中心部を結び直方へと抜ける県道 21 号、宮田工業団地と旧宮田町中心部を結ぶ県道 87 号を骨格に、これらにその他の県道、市道の道路網が互いに結ばれている。

また、高速道路は、九州自動車道が市内を東西に横断し、市内には若宮インターチェンジ、宮田スマートインターチェンジがあり、本市は、福岡市、北九州市両政令指定都市への交通アクセスに優れた状況にある。

第2節 災害の特色

第1 台風による風水害

台風の年間発生数の平年値は約 26 個（1981 年から 2010 年の平均）である。このうち、九州北部地方への接近・上陸は年平均 3.2 個である。台風が接近・上陸すると風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

台風は 7 月から 9 月を中心として、接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など前線が停滞しているときに九州の南海上に台風があると、台風から暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化し、大雨による災害の危険性が増す。

1 台風による強風害

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。このため、台風

が接近すると強風によって建造物や樹木の倒壊を引き起こしたり、鉄道の運航等交通機関に著しい影響を与えるおそれがある。一般に台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。このため、福岡県が台風の進路の右側にあたる場合は特に注意を要する。また、台風が福岡県の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風の本目に入った場合は一旦風が弱まるが、その後必ず強い吹き返しの風があることを忘れてはならない。

2 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになるので警戒を要する。

また、前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風からの暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。

台風の経路別にみると、台風が県の西を通る場合は、筑紫山地の南側及び熊本県境付近で雨量が多くなり、台風が県の東を通る場合は、筑紫山地の北側で雨量が多くなる傾向がある。

○県内の最大風速

順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象
1	32.5	N	1951. 10. 14	ルース台風（台風第15号）
2	30.2	S	1956. 9. 10	台風第12号
3	28.7	NNW	1945. 9. 17	枕崎台風（台風第16号）
4	27.2	N	1950. 9. 13	キジア台風（台風第29号）
5	25.5	N	1954. 9. 26	洞爺丸台風（台風）

観測所 福岡管区气象台（期間 1939年～2009年）

○県内の最大瞬間風速

順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象
1	49.3	S	1987. 8. 31	台風第12号
2	49.0	S	2006. 9. 17	台風第13号
3	46.0	SSE	1978. 9. 15	台風第18号
4	44.7	SSE	1991. 7. 29	台風第9号
5	44.6	WNW	1991. 9. 27	台風第19号

観測所 福岡管区气象台（期間 1939年～2009年）

第2 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや1時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。降り始めからの降雨量が 200mm を超えたときや1時間に 50mm を超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、嚴重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、短時間に河川等に直接流れ込む雨水が増大し、従来では、水害にならなかった程度の雨でも被害を受ける状況が増えている。

大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、また、地域的な特徴として、山沿いにかけては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降りやすい。

第3 その他の災害（凍霜害）

凍霜害は早霜による被害は少なく、農作物の成育が活発となる4月～5月のおそ霜による被害が大きい。

○県内における主な凍霜害

年	月日	地域	主な被害
1955	4.5～6	県全域	農作物、ばれいしょ、梨、桑
1974	5.3	県南部	八女茶
1978	4.26	県南部	八女茶
1982	4.9～11	九州全域	茶、梨、ぶどう、柿
1985	4.1	県南部、宗像地方	柿、ぶどう、キウイフルーツ
1993	4.8～13	県南部	果樹、野菜、茶
2001	3.30～4.1	筑後地方 内陸部	梨、柿

第3節 災害の想定

この計画の策定に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の状況等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 台風による災害
- 集中豪雨等異常降雨による災害
- 地震による災害
- 上記のほか、震災対策計画において想定していない大規模事故等特殊災害

第3章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 防災機関の責務

機関名等	責務
宮若市	<p>宮若市は、基礎的な地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>市は、この責務を遂行するため消防機関、消防団等の組織の整備並びにその地域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の整備の充実を図り、市の有する機能を十分に発揮するよう努めなければならない。</p> <p>また、消防機関、消防団その他市の機関は、その所掌事務を遂行するに当たり、ここに定める宮若市の責務が十分に果たせるよう相互に協力しなければならない。</p>
県	<p>福岡県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。</p>
指定地方行政機関	<p>指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。</p>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、これを法令に基づき実施するとともに、法律の規定による市防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について宮若市に対し協力する。</p>
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、住民等	<p>公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は市防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たすべきことはもちろんのこと、住民は、宮若市の防災に寄与するよう努めなければならない。</p>

第2節 関係機関における防災事務又は業務の大綱

宮若市、県、市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び宮若市の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて宮若市の地域に係る防災に寄与するものとする。

第1 市

機関名	防災事務又は業務の大綱
宮若市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関する事 ・ 市災対本部等防災対策組織の整備に関する事 ・ 防災施設の整備に関する事 ・ 防災に係る教育、訓練に関する事 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 ・ 給水体制の整備に関する事 ・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ・ 災害危険区域の把握に関する事 ・ 各種災害予防事業の推進に関する事 ・ 防災知識の普及に関する事 ・ 要配慮者（宮若市避難行動要支援者避難支援計画で対象とする要配慮者をいう。以下同じ。）の安全確保に関する事 ・ 企業等の防災対策の促進に関する事 ・ 災害ボランティアの受入体制の整備に関する事 ・ 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防・消防等応急対策に関する事 ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ・ 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ・ 災害時における文教、保健衛生に関する事 ・ 災害広報に関する事 ・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ・ 復旧資機材の確保に関する事 ・ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ・ 災害時における交通、輸送の確保に関する事 ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 ・ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ・ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ・ 市所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事 ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事

第2 県

機関名	防災事務又は業務の大綱
福岡県	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関する事 ・ 県災対本部等防災対策組織の整備に関する事 ・ 防災施設の整備に関する事 ・ 防災に係る教育、訓練に関する事 ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事 ・ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ・ 防災知識の普及に関する事 ・ 要配慮者の安全確保に関する事 ・ 消防応援活動調整本部に関する事 ・ 企業等の防災対策の促進に関する事 ・ 災害ボランティアの受入体制の整備に関する事 ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ・ 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ・ 救助法に基づく被災者の救助に関する事 ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ・ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ・ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ・ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ・ 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事 ・ 物価の安定に関する事 ・ 義援金品の受領、配分に関する事 ・ 災害復旧資材の確保に関する事 ・ 災害融資等に関する事

第3 消防本部

機関名	防災事務又は業務の大綱
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用施設等の整備に関する事 ・ 火災予防に係る教育、訓練に関する事 ・ 防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 各種火災予防事業の推進に関する事 ・ 危険物施設等に係る予防対策に関する事 ・ 応急救護の知識等に係る指導に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防等応急対策に関する事 ・ 災害情報の収集・伝達及び被害調査に関する事 ・ 避難者の誘導に関する事 ・ 被災者の救助その他の保護に関する事 ・ 復旧資機材の確保に関する事 ・ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ・ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事 ・ 危険物施設等に係る応急対策に関する事

第4 警察

機関名	防災事務又は業務の大綱
直方警察署	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警備計画に関する事 ・ 警察通信確保に関する事 ・ 関係機関との連絡調整に関する事 ・ 災害装備資機材の整備に関する事 ・ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・ 防災知識の普及に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集及び伝達に関する事 ・ 被害実態の把握に関する事 ・ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ・ 行方不明者の調査に関する事 ・ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 ・ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ・ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 ・ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ・ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ・ 広報活動に関する事 ・ 遺体の見分・検視に関する事

第5 自衛隊

機関名	防災事務又は業務の大綱
自衛隊	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣計画の作成に関する事 ・ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	防災事務又は業務の大綱
直鞍農業協同組合	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関する事 ・ 農作物の災害応急対策の指導に関する事 ・ 共同利用施設の災害対策及び復旧に関する事 ・ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事 ・ 被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
宮若商工会議所 若宮商工会	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関する事 ・ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事 ・ 被災会員の被害状況調査についての協力に関する事
一般運輸業者	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送に対する協力に関する事
社会福祉協議会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅要配慮者対策に関する事 ・ 市が行う災害対策への協力に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事 ・ 在宅要配慮者の応急対策に関する事 ・ 被災者の保護及び救援物資の支給に関する事 ・ その他市が行う避難及び応急対策への協力に関する事 ・ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
婦人会	<p>(災害予防) ・ (災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災及び災害救助活動の協力に関する事
寺院、神社等	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の一時収容処置についての協力に関する事 ・ 応急教育処置についての協力に関する事
危険物関係施設管理者	<p>(災害予防) ・ (災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の保安処置に関する事
プロパンガス取扱業者	<p>(災害予防) ・ (災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロパンガス施設防火管理に関する事 ・ プロパンガスの供給に関する事

第7 市の区域を管轄する指定地方行政機関等

宮若市の区域を管轄する指定地方行政機関等は、県防災計画の定めるところにより、それぞれの所掌事務又は業務を通じて宮若市の地域に係る防災に寄与するものとする。

区分	機関名
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・九州管区警察局 ・福岡財務支局 ・九州厚生局 ・九州農政局 ・九州森林管理局（福岡森林管理署） ・九州経済産業局 ・九州産業保安監督部 ・九州運輸局 ・福岡管区气象台 ・九州総合通信局 ・福岡労働局 ・九州地方整備局（遠賀川河川事務所） ・九州防衛局 ・国土地理院九州地方測量部 ・九州地方環境事務所
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話株式会社福岡支店 ・NTT コミュニケーションズ株式会社 ・株式会社NTT ドコモ九州支社 ・KDDI 株式会社 ・ソフトバンク株式会社 ・日本郵便株式会社九州支社 ・日本銀行福岡支店 ・日本赤十字社福岡県支部 ・日本放送協会福岡放送局 ・西日本高速道路株式会社 ・日本通運株式会社福岡支店 ・福山通運株式会社 ・佐川急便株式会社 ・ヤマト運輸株式会社 ・西濃運輸株式会社 ・九州電力株式会社
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本鉄道株式会社 ・一般社団法人福岡県LPガス協会 ・株式会社西日本新聞社 ・株式会社朝日新聞西部本社 ・株式会社毎日新聞西部本社 ・株式会社読売新聞西部本社 ・株式会社時事通信社福岡支社 ・一般社団法人共同通信社福岡支社 ・株式会社日刊工業新聞社西部支社 ・RKB 毎日放送株式会社 ・株式会社テレビ西日本

区分	機関名
	<ul style="list-style-type: none"> ・九州朝日放送株式会社 ・株式会社福岡放送 ・株式会社エフエム福岡 ・株式会社 TVQ 九州放送 ・株式会社 CROSS FM ・ラブエフエム国際放送株式会社 ・公益社団法人福岡県医師会 ・一般社団法人福岡県歯科医師会 ・公益社団法人福岡県看護協会 ・公益社団法人福岡県薬剤師会 ・公益社団法人福岡県トラック協会 ・社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

第3節 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害等に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客・来場者の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第4章 防災ビジョン

第1節 計画の理念

本計画の目的は、災害の危険から住民の生命及び財産の安全を守ることにある。そのためには、災害の程度を最小限に止め、早期に都市的機能を復旧することが必要である。

宮若市は、西部から南部にかけては三郡山系が連なり、また、犬鳴川及びその支流の流域に市街地や農地が形成されていることから、土砂災害や洪水等に常に警戒していく必要がある。

市の中心部には、往事は産炭地として、炭鉱閉山後は自動車産業や IC 産業等の企業立地が進むなど産業のまちとして栄えてきたこともあって、古くからの住宅が密集している。近年、開発が進められてきている住宅地についても、道路、公園などの生活基盤が不足した住宅市街地や、周辺環境との調和に欠けた開発がみられるなど住環境上の問題が起きている。

さらに、市域には南北に縦断する西山断層系が、また、市の東側には福智山断層が存在している。

このような市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた上で、本計画では、災害の軽減化を図るために、次の3つの理念のもとに、防災対策を推進することとする。

○災害に強いまちをつくる

風水害では洪水や土砂災害などが大きな危険要因となっている。地震災害では火災や建物の倒壊が人命に直接影響している。そのため、自然地形と災害の危険性との関係を考慮した、火災や建物倒壊が起りにくいまちづくりを進める必要がある。

○災害に強い体制をつくる

災害による被害を最小限にするためには、災害に強い都市基盤と災害に適切に対応できる体制が整っていないなければならない。このため、災害に強い体制づくりを確立することが必要である。

○災害に強いひとをつくる

災害に強い住民、市職員等をつくるため、防災訓練や研修、講演会などに力を入れ、応急対策時には冷静沈着に行動し、自ら考え、行動できるように努める必要がある。

第2節 基本目標

基本理念を具体化するための指標として、以下の基本目標を設定する。この基本目標は、住民と行政が一体となって取り組み、達成すべきものとして位置付けられるものであり、随時達成状況を検証し、必要に応じて見直しながら、実現させるものである。

○災害に強いまちをつくる

基本目標

- 風水害による浸水、土砂災害等の発生を防止する対策を講ずる。
- 市街地の不燃化を推進する。
- 地震による火災、液状化、倒壊・落下物の発生を防止する対策を講ずる。
- 防災関係機関の拠点施設、住民等が利用する公共・公益施設やライフライン施設等について、災害時の施設被害から住民の安全を確保する機能や、災害時要援護者等に配慮した機能を整備・強化する。

○災害に強い体制をつくる

基本目標

- 自然条件や社会条件等に即した、効果的な救助・救援活動が行える体制を確立する。
- 災害応急活動計画を具体化し、それぞれの応急対策活動の担当、実施方法、手順を明らかにする。
- 災害時要援護者に対し、きめ細やかな介助・支援が行える体制を整備する。
- 応援やボランティアが活躍できるよう、受入れ・連携の方法、手順を確立する。

○災害に強いひとをつくる

基本目標

- 住民や市職員個々の防災力の向上を図る。
- 住民及び地域の連携による自主防災組織の防災力の向上を図る。
- 防災訓練に当たっては、災害に即した実践的な訓練を行う。

第5章 計画の運用

第1節 平常時の運用

第1 防災の視点に基づいた施策等の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

各課は、各種施策・事業の企画段階において、常に防災の視点から点検し、問題がある場合は、施策・事業の修正を行う。

2 施策・事業の総合調整

複数の施策・事業を組み合わせるにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

市の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限に止めるよう努める。

第3節 計画の周知

本計画を、市の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山

市、県及び関係機関と連携して、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業の実施に努める。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

第2節 土砂災害の防止

第1 土石流危険渓流対策

1 避難体制等の整備

市は、関係機関と連携し、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、土石流危険渓流の周知、警戒避難雨量の設定、警報装置等の整備及び避難路の整備等に努める。

2 情報収集及び伝達体制の整備

(1) 情報の収集

市は、日頃から過去の災害事例等をもとにどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

(2) 情報の伝達

ア 市は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。

イ 市は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害を受け、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。

ウ 市は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制の整備に努めるとともに、危険渓流周辺における防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に努める。

3 防災知識の普及

市は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ、又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

【普及項目】

- 土石流災害の特性
- 警戒避難すべき土石流の前兆現象
 - ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
 - ・溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
 - ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
 - ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
 - ・溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合
- 災害時の心得
 - ・気象予警報等の聴取方法
 - ・避難の時期、方法、場所
 - ・飲料水、非常食料の準備
 - ・その他災害特性に応じた措置

第2 地すべり対策

市は、住民が安全な避難を行えるよう、関係機関に地すべり危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

市は、関係機関に急傾斜地崩壊危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

2 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

(1) 構成

ア 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。

イ 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区ごとに班長を置き情報の収集、伝達等に当たらせる。

ウ 責任者については、その氏名、住所、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

(2) 活動

自主防災組織の主要な活動は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する予警報の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- イ 避難の指示等の伝達及び地区の情報の収集、伝達
- ウ 簡易雨量計による雨量の観測

3 避難に係る警報装置等の整備

市は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、警報装置等の整備に努める。

4 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、また、豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

5 情報の収集及び伝達体制の整備

(1) 情報の収集

市は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

(2) 情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制の整備に努めるとともに、危険区域における防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

第4 土砂災害防止対策

市は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に係る措置として、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民に周知する。

また、土砂災害危険区域においては、既存住宅の移転促進、住宅等の新規立地の規制に努める。

第5 山地災害対策

森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。

また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講じるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、危険地区の周知や警戒避難体制を確

立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

第3節 火災予防

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

市は、消防本部と連携して、「消防力の整備指針」に基づき消防車両や通信施設等の消防施設の拡充強化を図るものとする。

2 消防水利の強化

市は、「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽や消火栓等の消防水利の充実多様化に努める。

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

4 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

5 市町村相互の応援体制の強化

市は、消防本部と連携し災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策

市は、住民に対し災害発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努める。

第4節 市街地の防災化

市は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備等により老朽化した都市環境の整備、防災対策の改善を図り、市街地の防災化対策を推進する。

また、市営木造及び簡易耐火構造の住宅について、建替えによる不燃化、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備による防災空間の創出に努める。2方向避難の困難な既存市営住宅については、防災改修等の改善に努める。

第5節 建築物及び文化財等災害予防

市は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、「宮若市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修をはじめとする施策を推進し、災害時の情報提供施設となる庁舎や避難収容施設等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共施設等については、耐震点検調査を実施し、当該施設の重要度を考慮して、順次耐震補強に努める。

また、民間の施設及び一般建築物等に対しては、防災対策の重要性の周知徹底に努める。

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図り、防災施設の整備に努める。

第6節 上水道施設の災害予防

市は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備を推進する。

水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

第2章 住民等の防災力の向上

第1節 自主防災体制の整備

第1 自主防災体制の整備方針

市は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

第2 自主防災体制の整備

1 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

(平常時)

- 1 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 2 情報収集・伝達、初期消火及び避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 3 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 4 地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織等との連携強化

(発災時)

- 1 初期消火の実施
家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。
- 2 情報の収集・伝達
自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。
- 3 救出・救護の実施及び協力
がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主

防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

4 避難の実施

市長の避難指示又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

ウ 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

5 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

2 自主防災組織の育成・指導

市は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 市は自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。

3 民間防火組織の育成・強化

市は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域に密着した民間の防火組織の育成強化に努める。

第2節 企業等防災対策の促進

市は、防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し訓練への参加等呼びかけるなど、防災対策に関する普及啓発に努める。

第3節 防災知識の普及

第1 住民等に対する防災知識の普及

市、自主防災組織及び防災関係機関は、住民の防災意識・知識の向上を図るため、次により防災知識の普及に努める。

1 普及の方法

住民のライフステージごとに必要とされる防災教育内容を、適切な方法により普及等を図る。

(1) 学校教育を通じた普及

児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、安全確保のための知識・方法を中心にした啓発を行う。

(2) 社会教育を通じた普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

(3) 広報媒体による普及

- ア 広報紙による普及
- イ 新聞、雑誌による普及
- ウ 印刷物による普及
- エ 映画、スライドによる普及
- オ 広報車の巡回による普及
- カ 図画、作文等の募集による普及

(4) 標識設置による普及

洪水関連標識の設置（市街地における想定浸水深等の洪水関連情報の表示）による普及に努める。

2 普及の内容

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の

準備について普及啓発を図る。

また、家具等の転倒防止や棚の上の物の落下による事故防止等の予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

なお、災害時の家族内の連絡体制の確保についても促す。

さらに、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2 市職員に対する防災教育

市は、防災業務に従事する市職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。

【教育の方法】

- 新任研修
- 職場研修
- 研修会、講習会、講演会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等印刷物の配布

【教育の内容】

- 地域の災害特性、災害別・地域別危険度
- 宮若市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 初動時の活動要領（非常参集の方法、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- 過去の主な被害事例
- 防災知識と技術
- 防災関係法令の運用
- その他の必要な事項

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

第4 高齢者等利用施設における訓練実施等について

浸水想定区域内に存在する高齢者等の要配慮者が利用する施設は、避難確保計画の作成や訓練の実施等に努めるものとする。

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

第6 防災意識調査

住民の防災意識を把握するためアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第4節 訓練の実施

第1 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制の万全を期するため、防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、市災対本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。訓練は、以下の要領で実施する。

- (1) 市の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- (2) 市は、市災対本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。また、市は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練も実施する。

2 組織動員訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

市は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

4 消防訓練

市は、消防本部と連携し、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

【訓練の種類】

- 避難訓練
- 初期消火訓練
- 要配慮者の避難支援訓練
- 応急救護及び搬送訓練
- 災害図上訓練
- 情報の収集及び伝達訓練
- 応急給水、食料調達、炊き出し訓練
- その他地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、訓練の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備

されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の市防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を市防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第3章 応急活動のための事前対策

第1節 広域応援体制の整備

第1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

第2 自衛隊との連携体制の整備

市は、県及び自衛隊と「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、防災関係機関等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、市は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第4 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定し、整備に努める。

第2節 防災施設・資機材等の整備

第1 防災中枢機能等の確保・充実

市は、市役所等市の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努める。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

第2 防災拠点施設の確保・充実

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものとする。

第3 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

また、市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

第4 被害情報等の収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第3節 救助法等の運用準備

第1 救助法等の運用の習熟

1 救助法運用要領の習熟

市は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2 災害救助実務研修会等

市の担当者は、県が実施する救助法実務研修会への参加や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

3 必要資料の整備

市は、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

第2 運用マニュアルの整備

市は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 情報通信施設等の整備

第1 防災行政無線等の整備

住民に迅速な災害等の情報提供を行うため、防災行政無線等の情報提供システムの整備を行う。

第2 各種防災情報システムの整備

市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。

また、情報通信技術の高度化に伴い、多様な情報発信技術を活用した災害時に有効な通信手段の構築に努める。

第5節 災害広報・広聴体制の充実

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 広報計画

市は、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報に当たる。

2 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備に努める。

- 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 地区住民（要配慮者）の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートが多ルート化

市は、被災者への情報伝達手段として、市防災行政無線等の整備充実を図るとともに、有線

系や携帯電話等での情報発信も含め、多様な手段の整備に努める。

市は、防災気象情報の伝達等について、防災情報等配信システム（携帯電話）等による伝達手段の整備拡充に努める。

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備に努める。

第2 要配慮者等への情報提供体制の整備

要配慮者等に情報が適切に伝達されるよう、広報体制の整備に努める。

第6節 二次災害の防止

市は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第7節 避難体制の整備

第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

1 避難誘導計画の作成と訓練

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン」を指針として、県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの整備を行う。

3 要配慮者に対する避難誘導體制の整備

市は、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

4 高齢者等の要配慮者の避難支援対策の充実・強化

高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達体制の整備に努める。

第2 風水害等の対策に係る避難地、避難路等の選定

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等の区域に係る住民全員が避難することができる安全な避難路、避難地、避難所を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

1 避難路の選定

- (1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること

2 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること

3 避難地、避難所の選定、整備

- (1) 避難地の選定
 - ア 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと
 - イ 洪水氾濫等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること
- (2) 避難所の選定
 - ア 危険区域ごとに安全な避難所を選定、確保すること
 - イ 適当な避難所が存在しない場合は、安全な避難所を整備すること

4 避難場所・避難所の機能の整備

- (1) 連絡手段の整備

市は、市災対本部と避難場所・避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。
- (2) 施設等の整備

避難場所・避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。

5 避難地、避難路等の住民への周知

市は、避難路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

(1) 市の広報紙

(2) 案内板等の設置

ア 誘導標識

イ 避難場所・避難所案内図

ウ 避難場所・避難所表示板

(3) 防災訓練

(4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

(5) 避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配布

第8節 緊急輸送体制の整備

第1 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握しておく。

第2 緊急輸送道路の啓開体制の整備

市は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努めるものとする。

第9節 医療救護体制の整備

第1 医療救護活動要領への習熟

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」に示す活動方法・内容に習熟しておく。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、発災時における救急、医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

2 医療救護班の整備

市は、地区医師会等と協議調整し、あらかじめ救護班を編成しておく。

3 医療救護用資機材・医薬品等の整備

市は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

また、市は、日本赤十字社及び県と連携し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市は、自主防災組織、住民等に対し、救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第10節 要配慮者安全確保体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、次のとおり要配慮者の安全確保に一層努めるものとする。

第1 要配慮者に対する対策

1 組織体制の整備

市は、要配慮者の分布を把握し、地域住民や、自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、平常時における防災知識の普及啓発、災害時における情報伝達、安否確認、救助活動を行う等、行政と地域社会が連携して、要配慮者を支援する体制づくりを推進する。

2 防災設備の整備

市は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、対象者に対する緊急通報システムの充実、強化に努める。

また、一般住宅防火指導の中で、障がい者に対して防災機器についての指導・助言を行う。

3 防災知識の普及等

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や

避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

第2 避難行動要支援者に対する対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図る為特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、平成25年8月に内閣府から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、基礎とする名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲等

避難行動要支援者に記載する者の要件は、生活の基礎が自宅に有る者のうち次の通りとする。

区 分	要 件
高齢者	75歳以上の単身、若しくは75歳以上世帯の者
障がい者	身体障害者手帳（3級以上）の交付を受けている者 療育手帳（「A」判定）の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
要介護者	74歳以下で「要介護1」以上の認定を受けている者
その他	市長が支援の必要をみとめた者

3 避難行動要支援者名簿の記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、市が保有する避難行動要支援者に関する情報を活用し次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合について、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、宮若市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し名簿の提供をするものとする。（災害対策基本法第四十九条の十一第二項）

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。（災害対策基本法第四十九条の十一第三項）

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報は回収する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿の定期更新を行い、名簿情報の最新管理に努める。

また、名簿の更新が行われた場合、市は名義情報の提供に同意した要支援者の情報について、避難支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

6 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

市及び避難支援等関係者は、事前に提供を受けた、また災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、知り得た避難行動要支援者名簿情報を厳重に保管し、また外部漏えいの未然防止に十分注意する。

7 避難支援等関係者の安全確保

市及び災害応急対策の実施機関等は、避難行動要支援者の避難行動に携わる避難支援等関係者の安全確保を十分配慮し、避難支援行動計画の策定を行う。

8 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は配慮

市は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備、その他の措置について必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

第3 社会福祉施設、病院等の対策

市は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を

通じ、それらの防災組織と社会福祉施設及び病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

第4 幼稚園等対策

市は幼稚園・保育所の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

第5 在宅の要配慮者対策

1 組織体制の整備

市は、要配慮者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

2 要配慮者の所在の把握と適切な情報管理

市は、災害時に速やかに要配慮者の安否を確認するため、個人情報の取り扱いに十分配慮し、要配慮者本人又は家族の理解と同意を得て、平常時から要配慮者の所在の把握に努める。

3 防災設備等の整備

市は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、自動消火器及び火災警報機等の設置等の推進に努める。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

4 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

第6 要配慮者避難支援のための連携体制等の整備

「宮若市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有に努める。

第7 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防

災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

第8 外国人支援対策

1 外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、防災知識の普及、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備に努める。

また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化や共通マーク（洪水関連図記号）の周知に努める。

2 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第11節 災害ボランティアの活動体制の整備

平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティア活動環境等の整備に努める。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおり。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・被災者家屋等の清掃活動・現地災害ボランティアセンター運営の補助・避難所運営の補助・炊き出し、食料等の配布・救援物資等の仕分け、輸送・高齢者、障がい者等の介護補助・被災者の話し相手・励まし・その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">・救護所等での医療、看護・応急危険度判定・外国人のための通訳・被災者へのメンタルヘルスケア・高齢者、障がい者等への介護・支援・アマチュア無線等を利用した情報通信事務・公共土木施設の調査等・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。

また、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）に努めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

市社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボラン

ティアリーダー等の育成・支援に努める。

第12節 災害備蓄物資等の備蓄・調達体制の整備

第1 給水体制の整備

1 補給水利等の把握

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、耐震性貯水槽等の整備に努める。

2 給水用資機材の確保

市は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 貯水槽等の整備

市は、災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強を行う。

4 危機管理体制の整備

市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 水道施設の応急復旧体制の整備

市は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

市は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル/人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第2 食料供給体制の整備

1 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等備蓄施設に整備する。

2 食料の備蓄

(1) 市の備蓄

市は、食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者等に特に配慮する。

(2) 住民の備蓄

住民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) 給食施設等の応急復旧体制の整備

市は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設、ガスの供給停止により炊事のできない者への簡易ガスコンロの貸与等について、プロパンガス業者等との間で協力体制を整備する。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第3 生活必需品等供給体制の整備

1 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品を考慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

(2) 住民の備蓄推進

住民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

3 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

(2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第13節 住宅の確保体制の整備

市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、公営住宅の空き家状況、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握し、供給体制を整備しておく。

第14節 保健衛生体制の整備

第1 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

第2 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

第15節 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

第1 ごみ処理体制の整備

市は、宮若市外二町じん芥処理施設組合と連携し、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理するため体制を整備する。

【ごみ仮置き場の選定基準】

- ・他の応急対策活動に支障のないこと
- ・環境衛生に支障がないこと
- ・搬入に便利なこと
- ・分別、最終処分を考慮した場合に便利なこと

第2 し尿処理体制の整備

市は、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

1 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

2 素掘用資材の整備

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

第3 がれき処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

1 がれきの仮置場の選定

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、がれきの仮置場の候補地を

あらかじめ選定しておく。

2 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める建設業者、各種団体について、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第16節 農業災害の予防

市は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、農業改良普及組織及び土地改良区その他の関係団体等を活用して、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

